

NIPPON TECHNOLOGY AMERICA, INC.

特許管理及び報奨金規程

1.0 目的

- 1.1. 本規程の目的は、Nippon Technology America, Inc. (「RTA」又は「当社」) が、米国特許商標庁 (U.S. Patent and Trademark Office : USPTO) から特許権を取得することが可能な発明を奨励し、促進し、提出させ及びこれを保護するための方法を確立することにある。

2.0 範囲

- 2.1. 本規程は、RTA における特許権の管理と特許発明の報奨金について規定する。正規常勤従業員及び正規パートタイム従業員全員が、本規程に定める恩恵を受ける資格を有する。
- 2.2. 当社と各 RTA 従業員との間の知的財産権の帰属については、RTA の雇用契約中、知的財産の節に定める規定に服する。

3.0 特許権に関する一般的情報

3.1. 特許権の定義

特許権は、USPTO から付与される。特許権は、特許権者に対し、特許付与日より、特許出願日の 20 年後の日が満了するまでの所定の期間、第三者がかかる権利を実施することを排除する権利を与えるものである。特許は、以下の 3 つの要件を満たさなければならない。

1. 有用性 (utility) : 発明は何らかの機能を果たすか又は何かを行うものでなければならない。
2. 新規性 (novelty) : 発明は独特なものでなければならない。
3. 非自明性 (unobvious) : 発明は、該当する研究分野で通常の技術を有する者にとってその発見が想到できるような自明なものであってはならない。

4.0 特許審査手順 - 特許審査手順の流れについては、図 1 を参照。

4.1. 技術的利点の評価

- 4.1.1. 特許審査手順の第 1 段階は、技術的利点を判定することである。この段階において、特許審査委員会 (Patent Review Committee : PRC) の委員は、以下のとおり、発明と書面について当初の審査を行う。

- 4.1.1.1 発明者 (RTA 従業員) は、技術的利点申告書 (添付書類第 1) に必要事項すべてを記入しなければならない。本書式は、発明の概略を簡略に説明するためのものである。
- 4.1.1.2 発明者は、先行技術調査書 (添付書類第 2) に必要事項すべてを記入しなければならない。本書式は、当該発明に関連する潜在的な先行技術がないかを確認するために実施した特許調査の概略を示すためのものである。

社外秘

表題 : RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 1 / 11
-----------------	----------	---------------

- 4.1.1.3 特許調査は、米国特許商標庁（USPTO）のデータベースか、あるいはネラク社(NERAC)といった承認された特許調査機関か、現地の特許弁護士を使用して行うことができる（予備的特許調査）。調査機関すべてには、USPTOを除き、当社の秘密情報を保護するため、RTAとの秘密保持契約に署名させるか又は弁護士－クライアント間の秘匿保護特権がなければならない。
- 4.1.1.4 必要事項すべてを記入した書式は、PRCの委員長又はその指定する者に提出する。PRCは、上記の書式に必要なすべての署名が得られる以前であっても、提出書類を検討することができるが、当該署名は、委員会が申告内容を承認する前に取得しておかなければならない。
- 4.1.1.5 PRC委員会が、申告内容を委員会の審査に諮ることが適当であると判断した場合には、当該発明者には、申告内容について説明し、関連する質問に応答してもらうために、PRCの審査会に出席するよう求める。PRCの委員長は、申告内容を検討するため、定期（例：月次）会議の日程をあてるか、又は臨時会議を招集することができる。
- 4.1.2. 発明者から説明を受けた後に、PRCは、申告内容について票決する。申告内容を承認するには、会議に出席した委員会の委員の単純過半数を要する。PRCが申告内容を承認する場合には、手続を次の段階に進める。
- 4.1.3. 申告内容を承認しなかった場合にも、PRCは、追加情報を提出すること又はより完全なかたちで特許調査を実施するよう求めることができる。PRCが、当該発明についてさらに手続を続けない旨判断した場合には、PRCは、発明者（複数の場合もある）に通知する。
- 4.1.4. PRCの委員長は、電子メール等の適切な手段を使用して、発明者の申告内容についてのPRCの票決の結果を発明者に通知する。

4.2. 書面作成、確認及び準備作業

- 4.2.1. 「書面作成、確認及び準備作業」の段階は、出願手続を開始するため特許弁護士に引き渡す書面をとりまとめる過程をいう。申告内容がPRCにより承認された後は、発明者は、以下の情報を準備しなければならない。
- 1) アブストラクト（要約）：発明の摘要
 - 2) 図表：特許出願に含める必要のあるすべての図表。これらは、図解の説明が当該特許 [に関連するもの] である限り、通常は、特許出願の基礎をなす。
 - 3) 発明の背景：過去の解決法のみならず、当該発明により解決された問題を説明する。
 - 4) 図面についての簡潔な説明：図面の一覧である。

- 5) 好ましい実施態様の説明：当該発明についての詳細な説明及び、それが何故、過去の解決方法を上回る改良であるかという理由。これは、通常、図面の説明の形式により行われる。
- 6) 請求項：合理的に可能な限り広い用語による、当該発明について説明する。例えば、発明がある IC ではあるが、当該概念が、別の IC でもまた作動するような場合には、請求項の範囲は、別の IC も含まれるよう十分に広いものとすべきである。

4.2.2. 書面作成作業が完了した場合には、発明者は、審査の手配を求めするため、PRC の委員長に連絡をとる。PRC の委員長が、弁護士と協議して、当該書面を承認した場合には、特許弁護士に送付し、「技術的利点及び [これに関する] 書面作成手続」の完了による最初の報奨金が与えられるものとする。

4.3 出願準備段階

- 4.3.1. 出願準備を行う間に、特許弁護士は、発明者が提供した情報に基づき正式な出願書類を作成する。これは、通常は、発明者と特許弁護士との間のインタラクティブな手続となる。
- 4.3.2. PRC の委員長は、出願の状態を監視し、必要に応じて、発明者及び特許弁護士と問題点について協議する。遅延手数料を支払い、また出願放棄とみなされるのを避けるため、発明者が順守しなければならない締切日が設定されることもある。
- 4.3.3. ひとたび本手続が完了した場合には、特許出願書類を米国特許商標庁 (USPTO) に提出する準備が整う。特許弁護士は、すべての出願資料をとりまとめ、出願の最終承認を PRC の委員長が行う。
- 4.3.4. 特許出願書類を米国特許商標庁に提出次第、第 2 回目の報奨金 (特許出願による) が与えられるものとする。

4.4. 米国特許商標庁による審査

- 4.4.1. ひとたび特許出願書類が米国特許商標庁 (USPTO) に提出されれば、これは特許審査官により審査される。発明者は、審査 (通常、拒絶通知という) の間は、質問に応答し、疑問点の解明に協力しなければならない。特許弁護士は、すべての通信文を PRC の委員長に送付する。
- 4.4.2. PRC の委員長は、審査官の要求を検討し、これらの要求について、必要に応じて発明者及び特許弁護士と協議する。遅延手数料を支払い、また出願放棄とみなされるのを避けるため、発明者が順守しなければならない締切日が設定されることもある。

4.5. 特許の付与

- 4.5.1. 特許証及び特許査定通知書原本は、PRC の委員長に送付する。

4.5.2. 最終特許報奨金（付与について）が与えられるものとする。

5.0. 特許に関する報奨金

- 5.1. RTAの特許に関する報奨金は、下記のとおりである。報奨金は、報奨金をRTAが与えられる時点で、RTAに現に在職している従業員である発明者に与えられる。報奨金が与えられる時点でRTAの従業員ではもはやないが、ルネサス・グループの他の会社に出向している従業員には、報奨金の受給資格がない。
- 5.2. 記念の盾、賞状等のその他の表彰が、PRCの裁量にもとづき、また経営陣の承認を得て、発明者に与えられることがある。本規程に定められ、与えられる褒賞は、従業員/発明者に与えられるべき唯一の報酬であって、アメリカ合衆国の州もしくは連邦法又は日本を含むその他一切の国の法律にもとづき、発明の対価として請求権を認めている場合にも、これを排除する。当社は、そのもっぱらの裁量に基づき、極めて顕著であるとみなす場合には、追加の表彰を行うことがある。
- 5.3. PRC及びRTA経営陣は、RTA特許に関連する金銭的価額及び報奨金の条件/基準、並びに本規程に基づき発明者に与えられる特定の金額を、いつでも変更することのできる裁量権を留保する。
- 5.4 技術的利点/ [これに関する] 書面作成の承認段階

PRCは、技術的利点を承認し、その後、出願手続を開始するため書面作成一式は特許弁護士に送付される。PRCの委員長は、特許弁護士が出願書類の起案を開始するのを承認したとき。

発明者1人当たり\$500ドル、申告内容1件当たり最大\$1,500ドル

5.5. 出願書類の提出段階

出願書類が米国特許商標庁（USPTO）に提出され、RTAが、特許弁護士から、これに署名した書面による確認書を受け取ったとき。

発明者1人当たり\$750ドル、出願1件当たり最大\$2,250ドル

5.6. 特許の付与段階

米国特許商標庁（USPTO）から特許が付与され、RTAが、特許弁護士から、これに署名した確認書及び正式の特許証を受け取ったとき。

発明者1人当たり\$1000ドル、特許1件当たり最大\$3,000ドル

6.0 海外での特許出願（アメリカ合衆国国外）－IPG RTと協議中であり未定。

社外秘

表題： RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 4 / 11
----------------	----------	---------------

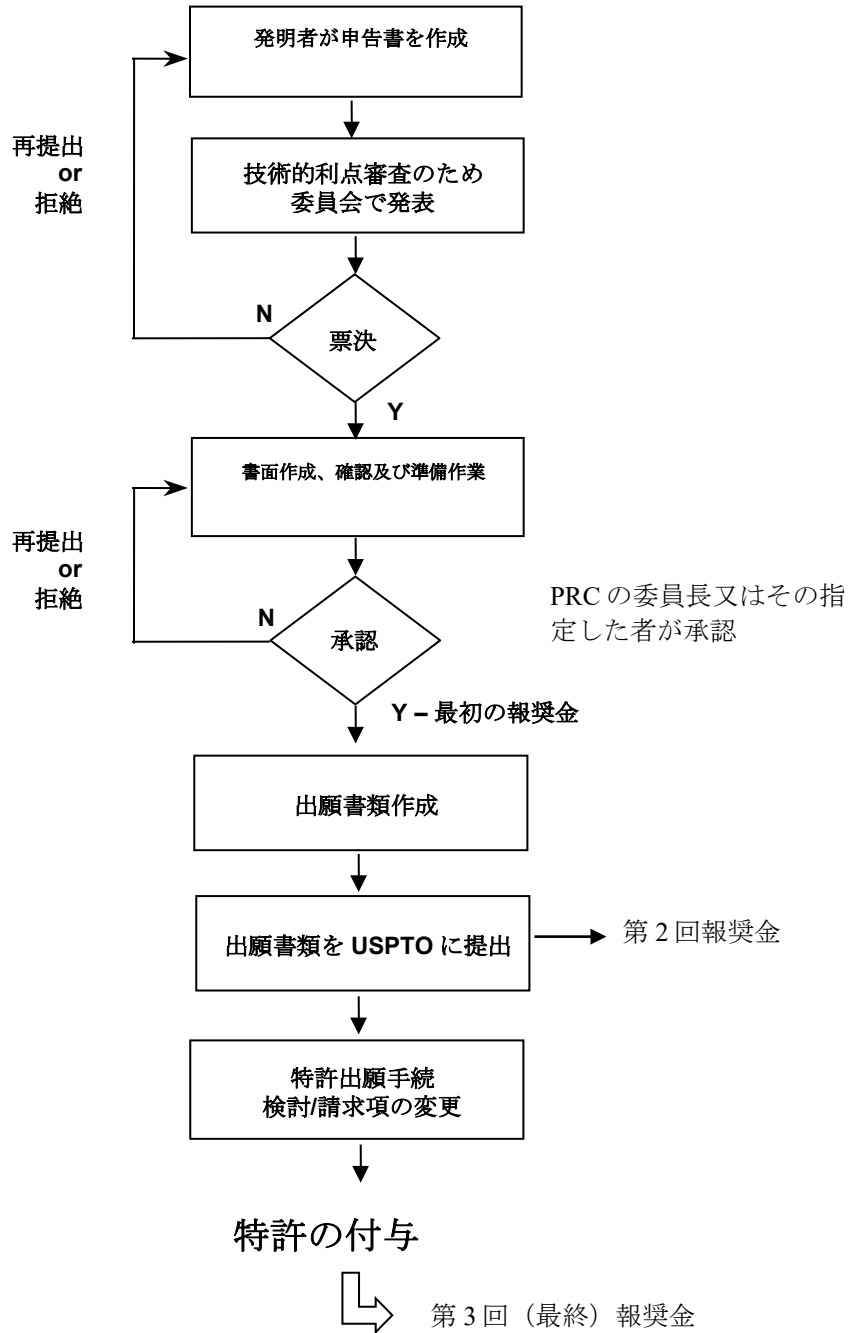
7.0 ラボノート及び書面化手続

ラボノートとは、[問題を] 解決し、着想を探求するためにとられた措置を書面化して保管しておくためのノート又は書面 [を作成する] 手続である。これらのノートは、通常、日々の作業を記録するため、エンジニア又は補助技術者が、通常、作成保管する。RTA では、ラボノートを付けるよう従業員に強く奨励している。ラボノートは、発明を「最初に着想」した証拠として、特許出願手続において法律上の証拠として役立つ。ラボノートには、発明者の上司（マネジャー）といった第三者が、定期的に確認し、署名し、日付を書き込むべきものとする。着想は、ラボノートがない場合でも、特許の検討を受けるため提出することができ、特許を受けるのに必ずしも必要ではない。

社外秘

表題： RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 5 / 11
----------------	----------	---------------

図 1 - 特許出願手続の流れ



技術的利点申告書

受領日： _____
 申告整理番号： _____
 所属部署： _____

1). 発明の表題：

表題をここに記載。

2). 発明者

発明者	電話番号	所属部署の長
氏名 1	800.555.1212	上司の氏名
氏名 2	800.555.1212	

3). 問題点：

この箇所は、表題を含め変更可。

4). 本解決方法の概要：

この箇所は、表題を含め変更可。

a) 本発明がいかに新規であり、独特なものであるか？

この箇所は、表題を含め変更可。

b) 本発明がいかに非自明のものであるか？

この箇所は、表題を含め変更可。

c) 特許調査は徹底した、完全なものであるか？（本書式には、必要事項すべてを記入したか？）

この箇所は、表題を含め変更可。

5). 事業上の考慮

a) 本発明は、RTA の事業にどのように適用されるか。即ち、その実用的な点は何か？

この箇所は、表題を含め変更可。

b) 本発明を RTA / RTC の従業員以外の人に説明したことがあるか（例：論文、プレゼンテーション、仕様書）？ __はい __いいえ

はいと答えた場合には、

i) いつ本発明について説明したか？ _____

ii) 誰に本発明について説明したか？ _____

iii) 説明した時、秘密保持契約を結んでいたか？ __はい __いいえ

社外秘

表題： RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 7 / 11
----------------	----------	---------------

- c) 本発明を潜在的顧客に対し販売申出を行ったことがあるか (直接的であると、本発明を含む可能性のある RTA / RTC の製品と伴にであるとを問わない) ? __はい __いいえ

はいと答えた場合には、

- i) いつ販売の申出を行ったか? _____
- ii) 申出が行われた時に本発明は完全なものであったか? __はい __いいえ
(例: 発明が組み立てられ、シミュレーションされ、作動することが知られていた等々であったか又はあったはずか)
- iii) 申出は米国で行った/米国から行ったか? __はい __いいえ
(場所 _____)

6). 発明者の署名 :

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
ファーストネーム(名)/ミドルネーム/ラストネーム(姓) 家の住所 日付

7). 証人 :

本書を読み、理解した場合には、署名すること。一名は、発明者の上司 (マネジャー) でなければならない。

- (1) _____
- (2) _____
ファーストネーム(名)/ミドルネーム/ラストネーム(姓) 家の住所 日付

社外秘

表題: RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 8 / 11
----------------	----------	---------------

先行技術調査書

申告日： _____
 申告整理番号： _____

先行技術の調査を行ったが、発明者は、先行技術が発見されたとは感じなかった。

発明者の署名： _____
 日付： _____

発明者の署名： _____
 日付： _____

発明者の署名： _____
 日付： _____

発明者と検討した結果、マネジャーは、先行技術が発見されたとは感じなかった。

マネジャーの署名： _____
 日付： _____

貴殿の行った調査は、年限を限って(YEARS)行いましたか？ _____ そうであった場合には、何年から何年で行いましたか？ _____

キーワード検索 / 先行技術調査の要約第 1⁽¹⁾:

キーワードで見つかった特許： _____

検討したアブストラクト： _____

検討した全特許： _____

キーワード検索 / 先行技術調査の要約第 2⁽¹⁾:

キーワードで見つかった特許： _____

検討したアブストラクト： _____

検討した全特許： _____

キーワード検索 / 先行技術調査の要約第 3⁽¹⁾:

キーワードで見つかった特許： _____

検討したアブストラクト： _____

検討した全特許： _____

キーワード検索 / 先行技術調査の要約第 4⁽¹⁾:

キーワードで見つかった特許： _____

検討したアブストラクト： _____

検討した全特許： _____

注 1： 使用した検索方法の種類毎に、フォーマットを使用してください。例を挙げると、
 pencil IN TITLE and lead IN ALL_FIELDS and color IN ABSTRACT
 pencil AND lead AND color

社外秘

表題： RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 9 / 11
----------------	----------	---------------

改訂	変更履歴の要約	作成者及び日付
A	最初の版 **版の従業員規程に替えた。	2003年4月3日
B	特許委員会の職責の条項を変更、フォーマットを変更、特許の定義の条項からいくつかの項目を削除。DEC-E という文言を Nippon 又は RTA に変更した。	2003年7月23日
C	委員会委員長及び法律関係の箇所、修正 (Ver. G Final Ver 1.0)	2003年11月17日
D	委員会委員長の箇所、修正 (ver2.0)	2004年2月25日

社外秘

表題： RTA 特許管理手続	02/25/04	ページ 11 / 11
----------------	----------	----------------